○人委規則

防府都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)

令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課)

土地改良区の役員の届出

○選管告示

〇公告

岩国都市計画道路の変更

(都市計画課) ......七

口

保安林予定森林

(山口市)

土地改良区定款変更の認可

(農村整備課) ………七 (森林整備課) ………………七

山

山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及び方法等

(農村整備課) ………………………………………………………八

.....九

-----七

報

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○告示

目

次

令和 5 9月22日 (金曜日)

年

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月二十二日から同年十月十三日までの 山口県告示第二百六十一号 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に

令和五年九月二十二日

山口県知事 村

岡 嗣 政

申請者の氏名又は名称及び住所

(環境政策課) ………四

(環境政策課) ………一

氏名又は名称 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号 日鉄ステンレス株式会社

工場又は事業場の名称及び所在地

名称

日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所

(光エリア)

特定施設に関する事項 所在地 光市大字島田三四三四番地

種類、構造及び使用時間間隔等

第六十	備考 「六	六一一ニ	種類	
一号の鉄鋼業の用	「六一-ニ」とは、水	四一、七〇〇	能 (t/m)力	構
に供する焼	質汚濁防止	令 一和 一五、 一	年予工事 月 月 日定手	
入れ施設をいう。	法施行令(昭	令和八、 一五 五、一五	年予工 月 月 完成	造
う。	和四十六年	令和八、三〇	年予使 月 開 日定始	
	政令第百八	連続	隔間	使
	十八号) 別	二四時間	サリー	用の方
	<b>刑表第一</b>	変動なし	動季 の筋 概的 要変	法

(\_\_\_\_)

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

令和5年	9月22日	金曜日		山		П	県	<u>;</u>	報		(定期)		É	第 <b>440</b>	号
粗沈	種	処理	"	"	ター・中和:	共同処理	"	傾斜板油	粗沈	種	四 汚水等の	備考()の	六一一	種類類	
殿池	類	施設に			施設レー	理施設		沈殿槽	殿池	類	、構造なの処理な	表の備考は、	=	通水	
	項目	よる処理説	"	"	製鉄筋コ	コンク	"	鋼	コンク	構	種類、構造及び使用時間間隔汚水等の処理施設に関する事項	>	七 七 七	素イオ	
// t	通 水素イオ 汚	肌及び処理統			コンクリート	リート製		板製	リート製	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	の表について進	八 六 六 六	最水ン素が	汚
// 八 E	最が表 大 大 大 大 大 大 大 大	後の汚水な			_					能		て準用する。		通化学的	"
" 一五	通 化学的酸 等		一四、八七三	二四、二六二	(端) (田田	九〇、〇〇〇	七、〇〇〇	五、七六〇	分九	力			五	常最繁素要求	等
// 九 七	最素要求量の	の値並び	"	"	浮 上 ·	凝集	沈	凝集	沈	処理の			· 七	大 量 通 浮	(0)
= : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	通浮游	ひに汚水:			中和	沈殿	殿	沈殿	殿	方式			二〇・八	常物物	汚
2 八 四 〇	を	等の量	"	"	"	"	"	"	連	間使用時間			四〇	最質性	染
// O · 五	最 「mg鉱 油 化 大		"	"	"	"	"	"	続 二	<b>の</b> 一			二	通空	状
// 二 · 四	通窒態								四時間	使用当たり			四四	帯最(mg	能
// 四 · 八	最 mg / の 大 **		"	"	"	"	"	"	変動な	概季節的変動の			四 · 八	大化素通	0
" O	通值常品的								L				0 <u>=</u>	常	値
	最 (				Ę	旡			令和五、一一、一	年 月 日				最 (mg/ ℓ)	
// 四、 九 三 三	透常   最     最								令和八、	年 月 日			五〇一	通常最	
// 九、 八 六 四	最大の量(雪)				ning/	n. X			令和八、 三〇	年 月 日			九、四三二	最大	

Ŧī.

八一

四

"

四

九、

二七六

八

二六、

Ŧī.

七八、

三九

七八、

三七

六

五五八

六

七七六

Ŧī.

 $\stackrel{-}{\vec{-}}$ 

六

五

 $\stackrel{\circ}{-}$ 

五九九

七

三〇九

九

八九

最

大

四

六二

量

 $\widehat{m^3}$ 

の縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

報

### No.10 No. 9 No. 8 No. 7 排 排 排 排 水 水 水 水 $\Box$ $\Box$ $\Box$ $\Box$ 六・二 " 五 · · 五九 五 / 七 Ŧī. 四 四 $\bigcirc$ 四〇 Ŧī. 検出せず $\circ$ Ŧī. Ŧī. " 0 四 $\overset{\bigcirc}{\cdot}$ $\overset{\bigcirc}{\cdot}$ 11 〇 · 四 0 四 一七五、二〇〇 七六、八八〇 一七五、二〇〇 七八、五六〇 Ξ, 000 1110

のとおり変更を生ずる。

### 山口県告示第二百六十二号

づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年九月二十二日から同年十月十三 づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

山口県知事 村 崗 嗣 政

申請者の氏名又は名称及び住所

 $\Box$ 

氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

山

工場又は事業場の名称及び所在地

名称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所(光エリア)

光市大字島田三四三四番地

特定施設の種類

ら排出される水の処理施設 表第六十三の三号の石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設、同表第 鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設、焼入れ施設及び湿式集じん施設、同 六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場か 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号の鉄

変更しようとする事項の内容

兀 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、 次の表

Щ

口

五.

排出水の汚染状態の値及び排出水の量

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

	山小山	り十	9 <b>几</b> 2	2 Ц	並唯□	-		щ		
	No	. 3	No	. 2	No	. 1		排		
	扌	<b> </b>	1	非	扌	非				
	7	k	ス	k	7.	火		水		
		]	[	]	[	$\exists$		П		
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項		
	後	前	後	前	後	前	,3Z.	目		
	"	"	"	"	"	七.	通常	水 素 へ	444-	
						四	最	水オ	排	
	"	"	"	九~五	"	八 · 五 / 五	大	数度	出	
	"	"	"				通	化学的酸		ĺ
				五.	"	七	常	的酸素	水	ĺ
	,,	"	"	"	"	_	最	(mg/ℓ) 素要求量		
						<u></u>	大通		0)	
	"	"	"	三元五	"	一〇・六		浮 遊		
				五.		六	常最	(物 mg /質	汚	ĺ
	"	"	"	四〇	"	===0	大	/質 ℓ 量		
				0			最	mg鉱 /油	染	ĺ
	"	"	"	"	"	四 · 五	大	/油 ℓ類		ĺ
							通	窒	状	
	"	"	"	六〇	"	<u>-</u>	常		能	ĺ
	"	"	"	_			最	mg / e 素	態	
				0	"	六〇	大	少素	の	ĺ
	"	"	"	〇 · 四	"	0 : =	通			ĺ
						三	常最	がない (	値	ĺ
	"	"	"	〇 · 八			大	mg / e		
				八	"	八	人 通			
	一六	一六	<u> </u>	九	"			排出水		ĺ
	一六、七五〇	一六、三〇四	一〇、二六九	九、九九五		- O,	جائد.	0, -	)	ĺ
	Ö	<u> </u>	九	五		=	常最	出当た	i	
-		10		=	"		却又	排出水の一日当たりの量(m)	) [	
Ĺ	二、四九一	二〇、五九九	1三、1七二	二、六三五		一四、六二		m	3	
	九 一	_ 九 九	七二	五			大			

	<i>&gt;</i>  \		-1X		( )			12		- J
	,	<b>'</b>			中	**			種類	
—————————————————————————————————————	 几 里 参	夕 五 前	 几 里 前	<b></b>			 型 類		項	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		B	
"	"	"	"	"	"	"	七・四	通常	水素イ	
								最	(水素指数)	汚
"	"	"	"	"	"	"	九 \ 五 一 四 · 五	通		水
							五	常最	化学的酸素要求量	等
"	"	"	"	"	"	"	110	大通	(e) 量 浮	の
							五五	常最	遊物質	汚
"	"	"	"	"	"	"	四〇	大	<u>ℓ</u> 量	染
"	"	"	"	"	"	"	四 · 五	最大	mg鉱/ / / / / / 類	状
"	"	"	"	"	"	"	六〇	通常	窒	
"	"	"	"	"	"	"		_	mg / e 素	態
"	"	"	"	"	"	"		通		0)
"	"	"	"	"	"	"		常最	構造   mg   / a	値
 O	九		九	一六	一六	一六	· 八 一 六	大通	(化) 汚水等	j C
一〇、二六九 一二、三六	九、九九五 一一、八一四	一〇、二六九 一二、三六	九、九九五 一一、八一四	一六、七五〇 二〇、一六九	一六、三〇四 一九、二七六	一六、七五〇 二〇、一六九	〇・八 一六、三〇四 一九、二七六	常	汚水等の一日当たりの量 (m)	
11, =	一一、八		一一、八	110, 1	九、二		一九、二	最	たりの量	
六	四四	六一	四四	六九	七六	六九	七六	大	m	3

Ŧī.

令和5年9月22日	金曜日	Щ	П		県	,	報		(定其	玥)		第 44	0 号	
二部及馬馬	大口 i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	山 口 県		.10 非		. 9	No			.7 非	No			· 4 非
特定有害物質の種類部及び四五五五の四八周南市開成町四五五	キロ11三 L目 地質によって汚! 土壌汚染対策法	告示	7.	k	7.	k	力	k	7	水	7	k	7	ĸ
物 五 成 時 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万	し 域 で 策法 (	弗 二 古	[	]	[	⊐		]	[			]	[	
の 五 域 E 一 の	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	山口県告示第二百六十三号	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
部 四 並び の 一 就		号	"	六:二	"	八	"	"	"	八二	"	七・六	"	七 <u>五</u>
部並びに同市臨海町六の四〇の一部、四五五五の山	要届出区域の形質の亦		"	八 · 五 ( 五	"	九~五	"	"	"	八 · 五 \ 七	"	九≀五	"	八 · 五 / 五
一四 口部 四	(以下「形質変更時要届出区域」という。) (以下「形質変更時要届出区域」という。) (平成十四年法律第五十三号)第十一条第一		"	11	"	10	"	"	"	11	"	一一 - 六	"	
の 一 事 部、	。)を次うとする。 うとする。		"	五	"	110	"	"	"	Ξ	"	四九九	"	一六
四五五五の四五 嗣 政	(更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけは第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有		"		"	四 〇	"	"	"	四四	"	— 四	"	一六九
四五政の一	定する。		"	五	"		"	"	"	九	"	ニシ	"	"
域 五 <b>山</b> 及 項 漁 <b>口</b>		、及 ン、	"	〇 · 五	"	五.	"	"	"	検出せず	"	四 · 四	"	三、八
域及び区分について法第百八条 五項において準用する法第百五 漁業災害補償法(昭和三十九	土壌汚染対策法施行担土壌汚染対策法施行担土壌汚染対策法施行担	そそ・		三			,	"	"		"		"	二五五
いて法第 (活 (昭和	梁対策法施行規則第五十八十三号までの規定への該当 来対策法施行規則(平成十	化合物、一・一・一ートニージクロロエチレン、	"	<u>-</u>	"	五	"				"	五二〇	"	六〇
<b>十四号</b> 三十九年 三十九年	別 定 則 へ		"	0		0	"	"	"		"	0	"	<u>"</u>
二項の規第三の規則の対象を	大八条第一大八条第一大八条第一大人		"	0	"		"	"	"	0	"	<u>=</u>	"	0
定による	五項第一環第十	t ロエタロージクロ		· 四	"		"		"	· 四		六		0 - - - -
及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百八条第1 <b>口県告示第二百六十四号</b>	衆対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。 十三号までの規定への該当 深対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十のその任合物 <ンセン並びにほう素及ひその任合物	が、こまったで、こうとでリクロロエタン、リクロロエタン、一・一・二-トリクロロエタン、水銀ー・三-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀ー	"	11110	"			一七六、八八〇		七五、二〇〇	"	六、五七八	"	一八、三八八
たと認めたと認めた	で 第五十:	ー・一・二ートリクロ プロペン、ジクロロメ			"	四三〇、	"	一七八、	"	一七五、	"	九	"	
た 結 果 , ,	八 条 第 五	クロロエ	"	11110		000		五六〇		100		八八九三		二七、三〇九
日八 の 区 第	項 第 十	ロエタン、水銀												

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二-ジクロロエタン、一・一-ジクロロエチレ |

山口県告示第二百六十五号 浜崎区域 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地 X

山口県知事

令和五年九月二十二日

村 岡 嗣 政

法第百四条第二号に掲げる漁業

域

X

分

令和五年九月二十二日

土地改良区の名称

認 可 年 月日

山口県知事

村

岡

嗣

政

下関市菊川町土地改良区

令和五、 九、

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣

令和五年九月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

七八二の五、一〇七八三、一〇七八四、一〇七八六、一一一四七 〇七七七から一〇七七九まで、一〇七八一、一〇七八二の二、一〇七八二の三、一〇 山口市徳地伊賀地字栩ノ木一○七五九、字滝ケ迫一○七七二の一、一○七七五、一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(--)立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口

### 山口県告示第二百六十七号

画道路を次のとおり変更した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、岩国都市計

え置いて縦覧に供する。 その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び岩国市都市開発部都市計画課に備

令和五年九月二十二日

山口県知事

村

尚

嗣

政

都市計画の種類及び名称 岩国都市計画道路三・四・七岩国停車場装束線

変更の内容

位置、区域及び構造の変更



(一七三) 山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の公募に係る応募の時期及

の公募に係る応募の時期及び方法等について次のとおり公告します。 いう。)第十条第二項の規定により、山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者 身体障害者社会参加支援施設条例 (昭和四十八年山口県条例第七号。 以下「条例」と

令和五年九月二十二日

指定管理者が行う管理に関する事務の内容

山口県知事 村 岡 嗣 政

七

報

- (\_\_\_\_) に閉館すること。 条例第四条第二項の規定により、 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。 同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時
- ے عار 条例第五条第二項の規定により、 同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する
- (四) 条例第七条の規定により、 山口県身体障害者福祉センターの利用を拒むこと。
- (<u>F</u>i.) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定しようとする期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間

応募者に必要な資格に関する事項

れもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの)とする。 る法人格を有しない団体(以下「共同体」という。)にあっては、その構成員のいず いう。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(複数の法人等により構成され 公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体 (以下「法人等」と

- ずれにも該当するものであること。 法人等(法人格を有しない団体にあっては、その代表者)が次に掲げる要件のい
- 1 第二項に規定する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項又は
- 所得税又は法人税、 消費税及び県税を滞納していないこと。

口

- 3 がされていないこと。 又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て
- 主たる事務所を県内に有していること。

山

- でないこと 七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十
- という。)でないこと。 じ。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」 法人等の代表者が暴力団員(法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同
- 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。
- 第三項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの でないこと。 山口県における地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二
- (七) 地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたこと

- 成員又は他の応募者でないこと 共同体にあっては、 その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構
- 兀 募集要項の配布
- 場所

山口市滝町一番 号 山口県健康福祉部障害者支援課

期間

令和五年九月二十一 一日から同年十月二十三日までの間

- 五. 応募の方法及び期間 方法
- 康福祉部障害者支援課に提出しなければならない。 画書及び同条第二項各号に掲げる書類を持参し、又は書留により郵送して山口県健 成三十年山口県規則第六十八号)第三条第一項各号に掲げる事項を記載した事業計 公募に係る応募をしようとするものは、山口県身体障害者福祉センター規則 爭
- 期間

令和五年九月二十二日から同年十月二十三日までの間

- 六 その他
- 公募に係る説明会を令和五年十月四日 六番地の一 山口県身体障害者福祉センター研修室において行う。 (水曜日)午前十時から山口市八幡馬場三
- □ この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置 受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがある。 は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を 要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又
- 五)に問い合わせること。 詳細については、山口県健康福祉部障害者支援課(電話○八三−九三三−二七六
- (一七四) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和五年九月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣 政

就任した役員

専門科目

工生

授精用精液の保存 強器解剖 繁殖生理

精子生理

種付けの理論

家畜人工授精及び家畜人

般科目

畜産概論

家畜の栄養

家畜の飼養管理

家畜の育種

関係法規

目

実

習

畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖

発情鑑定

精液精子検査法

家

八

受講の手続

令和五年十月二十日 受講申込書の提出期限

(金曜日

七

令和五年十一月六日

(月曜日)

から同年十二月六日(水曜日)まで

開催期間

几

受講者の定員

十五人

山

五.

講習に係る家畜の種類

六

講習科目

X

分

科

開催場所

防府市大字牟礼

山口県農林総合技術センター農林業担い手支援部 山口県農林総合技術センター畜産技術部

美祢市伊佐町河原

家畜人工授精に関する講習会

講習会の種別

土地改良区の名称 監理 事事 別 氏 名

区下関市菊川町土地改良 監 事 倉田 敏栄 下関市菊川町大字吉賀二〇八三

住

所

(一七五) 令和五年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

+

受講手数料

と。この収入証紙には、

消印をしないこと。

その他

九

受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼るこ

経由して知事に提出すること。

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を

五年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、 令和

令和五年九月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣

政

と。

産振興課(電話○八三−九三三−三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ

山口市滝町一番一号

山口県農林水産部畜

この講習会の受講についての問合せは、

(一七六) 防府都市計画道路の変更の案の縦覧

画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計

令和五年九月二十二日

山口県知事 村 岡 嗣

都市計画の種類及び名称

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字浜方

区域及び構造の変更

都市計画の案の縦覧期間

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課

都市計画の種類及び名称 防府都市計画道路三・四・十三牟礼中関線

当該変更に係る防府都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。 政

防府都市計画道路三・三・三

一の桝四の桝線

変更の内容

三

兀 令和五年九月二十二日から二週間

五. 都市計画の案の縦覧場所

九

都市計画を変更する土地の区域

防府市大字田島

几 変更の内容

区域及び構造の変更

都市計画の案の縦覧期間 令和五年九月二十二日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

五.

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部都市計画課



地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月二十二日

報

Ш  $\Box$ 県 人 事 委 員 会

### 山口県人事委員会規則第二十号

県

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 地域手当に関する規則(昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次

別表中 豊田市 大阪市 つくば市 一級地 を

山

П

豊田市 さいたま市 大阪市 つくば市 三級地 二級地 に改める。

附

この規則は、公布の日から施行する。

## 山口県選挙管理委員会告示第百一号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長

秋

本

泰

治

南野よし子後接会	税理士による岸 のぶちよ後援会	政治団体の 名 称
南野	菊井	代表者
佳子	中田	者の名名
田獺	别府	会計者の
秀人	有里	計責任 Yの氏名
長門市仙崎/855の3	岩国市今津町2丁目/4番/5号	主たる事務所の所在地
		その他の事項
" 16	令和5、 8、24	編 考 (届 出) 年月日)

# 山口県選挙管理委員会告示第百二号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 次のとおりである。 第七条第一項の規定による届出が

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

自由民主党山口県参議院選 挙区第一支部	自由民主党美術支部	自由民主党山陽支部	自由民主党小野田支部	及 音 三 平 3 丘 参	学 田 年 ラ 々
江島 潔	森中 克彦	中村 博行	江本 郁夫	天 名	代表者の
事務所	会計責任者	*	代表者		田 斛 亩 佰
山口市小郡下 第29/2の3	秋山 哲朗	中村 博行	江本 郁夫	新	異 動
山口市小郡御幸町7の3/	織田 浩久	新藤 精二	早川 幹夫	田	内容
8, /	<i>"</i> 25	° 23	令和57、29	$\mathbb{H}$	編組表

山田としお山口県後援会	山口県農協農政推進連盟		加里沃州 上架 副口口	自由民主党山口県農業団体 支部	自由民主党山口県衆議院比 例区第一支部
*	平岡		幹	平岡	파
	垻	<u> </u>	<u>*</u>	贯	真次
*	7	AK	4	$\overrightarrow{A}$	松
	卅	会計責任者	蒸	表	
	琳	格升	ア	苯	柊
*	光圈	藏藤 共	山口市糸米 / 丁目 8 番32号	平岡	自由民主党山 口県衆議院比 例区第一支部
	與	共存	32号	武	完院支山北部
*	金子	澳田	山口市が丘//	全	自口区由県支
	光夫	宏	市小郡光 //の 2	光夫	日由民主党山 日県第四選挙 「支部
,,	*	*	*	"	6
*	29	_		29	6 、 /6

# 山口県選挙管理委員会告示第百三号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出 次のとおりである。

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

六	令和 5 8、24	今津町2丁目//番/5号	柳井 卓正	北村 和幸	税理士による岸信夫後 援会
五.	令和 4、//、/	岩国市美川町南桑2400	片山 伸子	福田 瑞穂	片山げんじ後接会
四	令和 5 <b>、</b> 7、3/	美祢市大嶺町北分604の2	森中香代子	柴崎修—郎	明日の美祢と山口県を 創る会
三	解散年月日	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏	政治団体の名称

山

# 山口県選挙管理委員会告示第百四号

があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による届出

令和五年九月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

資金管理団体 の届出をした 者の氏名

公職の種類

鱼

貧

西南

佳子

長門市長

南野よし子後援 会

長門市仙崎/855番地3

理南

佳子

令和5、 8、/6

主たる事務所の所在地

山

4

体 代表者の氏名(指

Ш 考定目

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和五年九月二十二日

山口県知事

村 岡

嗣

政

事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

落札に係る物品等の名称及び数量 初動捜査支援システム 一式

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

落札者を決定した日

令和五年七月二十七日

落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社JECC 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

七 入札公告日 八千七百八十七万二千四百円

落札金額

令和五年六月十六日

八 その他

山口県知事 村岡 嗣政 契約担当者

調達方法

借入れ